

令和6年12月10日付け変更版

高知市過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

— 高 知 市 —

【 目 次 】

第1 基本的な事項	P 1
(1) 高知市の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
第2 推進する施策	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P 20
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
2 産業の振興	P 22
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
3 地域における情報化	P 30
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	P 32
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
5 生活環境の整備	P 35
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P 38
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
7 医療の確保	P 42
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
8 教育の振興	P 43
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
9 集落の整備	P 48
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
10 地域文化の振興等	P 51
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
11 再生可能エネルギーの利用促進	P 53
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
事業計画（令和3～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	P 54

第1 基本的な事項

(1) 高知市の概況

① 高知市全体の概要

平成17年1月1日、旧鏡村・旧土佐山村を編入合併し、「交流・連携・共生」をキーワードとした新たな高知市が誕生しました。また、同日付けの総務省・農林水産省・国土交通省告示第4号において、市域のうち旧2村の区域は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域として公示されました。

本市は、四国南部のほぼ中央に位置しています。市域面積は309.00km²であり、市内には、東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒と3が並ぶ「地球33番地」があります。市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

標高1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選に選定された清流・鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

中央の平野部は、鏡川や国分川等によって形成された沖積平野で、標高が低く、特に河口付近には約7km²にわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっており、過去に幾多の水害を経験してきました。

南西部は、市域の西端を流れる清流・仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園が広がり、太平洋に面した長い海岸線を擁しています。仁淀川から取水された水は吾南用水路を通じて広く地域に潤いを与え、農業が基幹産業として発展しています。

市街地に面して広がる浦戸湾は、風光明媚な景観を有し、200種近い魚類が確認できる自然の多様性が豊かな汽水域でもあります。これには、鏡川等の多くの河川がもたらす、懐の深い中山間地域からの豊かな栄養分が大きく関係しています。

市の南北方向には、海拔ゼロメートルの臨海地から、一部が冷温帶に属する標高1,200m近い山岳までの高低差が見られ、暖温帶から冷温帶にかけて属する多様な植物相を有しています。一方、東西方向には、中央部に広く平地が分布するなど、比較的平坦な移動しやすい地形が続いています。

また、気候は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000mmを超す世界的にも有数の降水量があり、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。

年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して2度ほど高く、総じて温暖です。

② 過疎地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【鏡地域】

鏡地域は、市の北西部に位置し、急傾斜地が地域全体の95%以上を占め、耕地面積は130haと少なく、林野率は85.3%に及んでいます。山間部で日照時間が短いため、主要農産物の10a当たりの収穫量は少なく、また、夏期には台風による被害を受けることがあります。

旧鏡村の歴史は、明治22年の町村制施行により、地頭分郷のうち、大河内・小浜・大利・今井・草峰・白岩・狩山・吉原・的渕・柿ノ又・敷ノ山の11か村を集合して鏡村が発足しました。昭和3年には県の合併促進地域に指定され、十六村（旧領家郷）から、横矢・竹奈路・去坂・増原・葛山・梅ノ木・小山の7地区を編入しました。鏡村の名称は、五代土佐藩主山内豊房が「我が影を映すこと鏡の如し」とその清流をたたえ名付けた鏡川にちなんで名付けられたといわれています。

鏡地域の交通は、地域を縦横断する2本の県道と、この県道から分岐してそれぞれの集落を結ぶ幹線道路等による道路網から成り立っています。公共交通は、定期路線バスが、川口（鏡庁舎所在地）と市中心部を結ぶルートで運行されています。また、地域内の公共交通機関としては、定期路線バスに接続するデマンド型乗合タクシーが運行されており、川口と地域外の鳥越のバス停が接続箇所となっています。道路事情の改善とともに、自動車が普及した現在では、自家用車が交通手段の中心となり、路線バスの利用者が減少しています。生活と経済は、古くから旧高知市との関係が深く、道路網の整備等により所要時間の短縮が進んだ今日では、市中心部への通勤者の増加とともに、日常生活圏の一体化が強まっています。産業経済面では、基幹産業は第一次産業（農林業）ですが、生産性が低く、就業者の減少と高齢化が進んでおり、市中心部等への通勤が可能なことから、第三次産業への就業割合が高くなってきています。

【土佐山地域】

土佐山地域は、市の北東部に位置し、本市の水がめである鏡ダムを擁する鏡川水系の源流域にあります。地域全体の90.3%が森林で、耕地面積は117haと少なく、集落や数少ない田畠は急峻な山々に挟まれています。地域内には工石山自然休養林や鏡川等の豊かな自然があり、この自然を求めて訪れる人も多く、交流人口は年々増加しています。

旧土佐山村の歴史は、明治22年の町村制施行により、土佐山郷内の10村が合併し、土佐山村が発足しました。その後、高度経済成長期に入った昭和30年代に高知市との合併問題に揺れましたが、その時点では、実現に至りませんでした。

昭和33年に農事研究会が結成され、村の産業を農業に転換する積極的な取組が行われ、農協、役場等を中心に経済的基盤づくりが始まりました。現在の土佐山地域の農業は、このときの活動が基礎にあります。

昭和55年頃から人口減少は緩やかになってきましたが、徐々に高齢化が進み、子ど

もの数も減ってくるなど、地域社会の発展方向が見えにくくなってきました。

そうした地域全体にわたる停滞感や後退感が漂い始めた頃の昭和59年から5か年にわたって、当時、N P C運動（昭和36年に始まった生産・文化・環境の3つを柱とする運動）で全国的に名が知られていた大分県大山町に多くの住民を派遣し、地域づくりの担い手を養成する研修事業を始めました。

その後、県道の改良によって、長年の悲願であった「大型バスが入ることのできる村」が実現し、地域住民の生活圏が広く市中心部まで拡大されることになり、地域内においても産業の活性化や地域づくり活動に大きな弾みをつけることとなりました。公共交通は、定期路線バスが土佐山廈前と市中心部を結ぶルートで運行されています。また、地域内の公共交通機関として、定期路線バスに接続するデマンド型乗合タクシーが運行されており、土佐山廈前と地域外の小坂峠とみづき坂中央のバス停が接続箇所となっています。

③ 過疎対策の経緯と課題

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が成立して以来、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法、平成22年、平成24年、平成26年及び平成29年の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律を踏まえながら、約50年にわたり鏡・土佐山地域の過疎対策を進めてきました。

今後は、令和3年4月1日付で施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、将来にわたり持続的に発展できる地域社会の形成や、地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指し、ハード、ソフトの両面で過疎対策に取り組む必要があります。

【鏡地域】

昭和45年以降、過疎地域の指定を受け、本地域の現況に即した過疎対策事業を実施してきました。単独事業はもとより、補助事業を積極的に導入するとともに、過疎対策事業債を活用して事業費を確保し、過疎対策に努めてきました。

その結果、道路等の交通通信施設、幼稚園舎や鏡文化ステーションR I O等の教育文化施設、保育所や高齢者共同生活住宅等の福祉施設、農林産物の集出荷施設等の産業振興施設、公営住宅や若者定住団地等の生活環境施設等、生活・生産基盤の整備に大きな成果を上げてきました。

しかし、高齢化の進行や後継者不足により山林や農地の荒廃が拡大するなど、集落の機能低下が顕著になっています。また、人口減少による商業・業務機能や情報基盤の整備の遅れが課題となっています。

このため、農林業の基盤整備をはじめ、道路整備、光ファイバ整備を含めた情報基盤整備、日常利便施設の確保、教育文化・福祉機能の強化、定住促進など、人口減少や高齢化対策が必要となっています。

【土佐山地域】

鏡地域と同様に、これまで過疎対策事業に取り組んできており、特に、道路整備に重点的な投資を続けてきました。道路整備が進んだ地区では、並行して他の基盤整備も進み、地域づくりにも積極的に取り組まれています。このことからも、道路整備は、過疎対策には欠かせない事業であり、重要な課題であるといえます。

道路と同様に宅地の確保についても、地形的な制約等の理由から“土佐山に住みたい”という希望者がいても、すぐに対応できない状況にあります。早い段階から公営住宅の建設を行い、主にUターンを働きかけてきました。地域内の市営住宅は42戸、入居者総数104人（令和3年3月31日現在）と地域の人口の約1割に当たり、人口減少対策としても貢献しています。の中には子育て世帯を対象とした地域活性化住宅10戸が含まれており、令和3年8月には新たに6戸が完成しました。

農業の現状については、新しい市場ができるても、それに対応できる産地形成や生産が極めて難しい状況にあります。谷と山、そしてわずかな農地という土地条件で、担い手の高齢化の深刻化など、年々労働力が不足する傾向にある中、平成21年には高知市農業協同組合が国・県・市の補助金を活用し、ユズ搾汁施設の改築を行うなど果汁増産への対応が図られました。また、林業や建設業、製造業、さらには商業、金融業の顧客に至るまで、多くの農家によって支えられているという特徴もあり、農業基盤整備についても重点的な投資を行うことにより、構造的な弱さを克服してきました。

平成23年3月には、土佐山地域の持つ独特的な教育文化やコミュニティの力といった強みを生かした『土佐山百年構想』を策定し、地域に提案しました。“土佐山らしさ”にこだわり、土佐山地域ならではの施策を打ち出すために、特色ある義務教育学校土佐山学舎を整備した「社学一体・小中一貫教育プロジェクト」、一般財団法人夢産地ときやま開発公社を中心として取り組んできた有機農業や、ショウガや四方竹などの地域の特産物を原材料とした加工品の開発・販売を促進する「まるごと有機プロジェクト」、土佐山夢産地パーク交流館において地域で起業・新事業に携わる人材を育成し、地域の活性化を目的とするNPO法人土佐山アカデミーが活動するなど、交流・移住・定住を促進する「交流・定住人口拡大プロジェクト」の3つのプロジェクトを柱に、土佐山を持続可能な中山間地域にしていくものです。今後も地域内の連携を促進・強化し、地域課題の解決等に向けた活動を行っている土佐山夢づくりの会と共に、住民と行政が一体となって地域の活性化に取り組まなければなりません。

また、険しい地形の制約から、零細で生産性の低い状況に、人口減少や高齢化に伴う後継者不足が重なり、耕作放棄地の増加等、地域全体の活力低下につながっています。こうした地理的条件は、情報通信基盤の整備の遅れにも影響しており、日常生活だけでなく災害時の情報伝達にも支障となっていましたが、令和3年度末には光ファイバによるブロードバンドサービスが開始され、情報格差が縮小に向かう見通しがなっています。

今後の地域浮揚には、住民の絆の強化、生活利便性の向上と地域を支える人材の受入れ、生活を支える産業の育成をはじめ、道路整備、情報利用環境の構築、住宅政策、地域資源を活用した地場産業の振興など、地域の活性化策を推進することが重要となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 2018（平成30）年3月推計）による本市の将来推計人口では、平成27年から令和27年（2015年から2045年）までの30年間で総人口は約80%まで減少すると見込まれています。年齢階層別に見ると、65歳以上の人口の占める割合が約40%まで増加するとともに、0～14歳の人口は約10%まで減少し、少子高齢化が進行する見通しです。これは、全国の将来推計人口と比べても、ほぼ同様の傾向となっています。

鏡・土佐山地域における人口の推移は、表1-1(1)で示すとおり、減少傾向にあります。国勢調査期ごとの人口減少率は、昭和60年には0.3%の減、平成2年には4.1%の減、平成7年には0.3%の増、平成12年には3.0%の減、平成17年には9.1%の減、平成22年には10.3%の減、平成27年には9.3%の減と減少率が大きくなる傾向にあります。

また、高齢者比率は、平成27年の国勢調査においては、昭和35年に比較して4倍に近い38.6%と、高齢化が更に進行しています。

【鏡地域】

人口の推移を国勢調査から見てみると、総人口は昭和35年には3,243人であったものが、平成17年には1,566人、平成27年には1,285人となり、55年間で約60.4%減少しています。65歳以上の高齢者比率は、昭和35年には10.4%でしたが、平成17年には32.4%，平成27年には39.2%と高齢化が更に進んでいます。

【土佐山地域】

人口の推移を国勢調査から見てみると、総人口は昭和35年には2,286人であったものが、平成17年には1,130人、平成27年には907人となり、55年間で約60.3%減少しています。65歳以上の高齢者比率は、昭和35年には9.4%でしたが、平成17年には34.7%，平成27年度には37.9%となっており、高齢化が更に進んでいます。

表1－1 (1) 人口の推移
(国勢調査／鏡・土佐山地域)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,529		4,588	-17.0	3,923	-14.5	3,498	-10.8	3,189	-8.8
うち鏡地域	3,243		2,760	-14.9	2,224	-19.4	1,941	-12.7	1,806	-7.0
うち土佐山地域	2,286		1,828	-20.0	1,699	-7.1	1,557	-8.4	1,383	-11.2
0～14歳	1,662		1,139	-31.5	759	-33.4	563	-25.8	489	-13.1
15～64歳	3,316		2,862	-13.7	2,542	-11.2	2,336	-8.1	2,102	-10.0
うち15～29歳(a)	1,131		821	-27.4	722	-12.1	640	-11.4	533	-16.7
65歳以上(b)	551		587	6.5	622	6.0	598	-3.9	598	0.0
(a)/総数	%	%	—	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	20.5		17.9		18.4		18.3		16.7	
(b)/総数	%	%	—	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	10.0		12.8		15.9		17.1		18.8	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	3,180	-0.3	3,050	-4.1	3,059	0.3	2,967	-3.0	2,696	-9.1
うち鏡地域	1,804	-0.1	1,716	-4.9	1,712	-0.2	1,644	-4.0	1,566	-4.7
うち土佐山地域	1,376	-0.5	1,334	-3.1	1,347	1.0	1,323	-1.8	1,130	-14.6
0～14歳	507	3.7	486	-4.1	457	-6.0	419	-8.3	312	-25.5
15～64歳	2,030	-3.4	1,847	-9.0	1,737	-6.0	1,630	-6.2	1,485	-8.9
うち15～29歳(a)	498	-6.6	441	-11.4	387	-12.2	389	0.5	352	-9.5
65歳以上(b)	642	7.4	717	11.7	865	20.6	918	6.1	899	-2.1
(a)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	15.7		14.5		12.7		13.1		13.1	
(b)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	20.2		23.5		28.3		30.9		33.3	

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%
	2,417	-10.3	2,192	-9.3	1,954	-10.9
うち鏡地域	1,445	-7.7	1,285	-11.0	1,099	-14.5
うち土佐山地域	972	-14.0	907	-6.7	855	-5.7
0～14歳	241	-22.8	208	-13.7	204	-1.9
15～64歳	1,315	-11.4	1,136	-13.6	920	-19.0
うち15～29歳(a)	274	-22.2	204	-25.5	130	-36.3
65歳以上(b)	857	-4.7	847	-1.2	818	-3.4
(a)/総数	%	—	%	—	%	—
若年者比率	11.3		9.3		6.7	
(b)/総数	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	35.5		38.6		41.9	

※総数には年齢不詳を含む。

(国勢調査／高知市全体)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 196,288	人 217,889	% 11.0	人 240,481	% 10.4	人 280,962	% 16.8	人 300,822	% 7.1	
0～14歳	50,364	46,978	-6.7	50,714	8.0	63,065	24.4	67,137	6.5	
15～64歳	133,088	155,045	16.5	170,489	10.0	193,398	13.4	204,127	5.5	
うち15～29歳(a)	52,990	61,215	17.0	65,873	7.4	69,687	5.6	63,408	-9.1	
65歳以上(b)	12,836	15,866	23.6	19,278	21.5	24,029	24.6	28,903	20.3	
(a)/総数	% 27.0	% 28.1	-	% 27.4	-	% 24.8	-	% 21.1	-	
(b)/総数	% 6.5	% 7.3	-	% 8.0	-	% 8.6	-	% 9.6	-	
若年者比率										
高齢者比率										

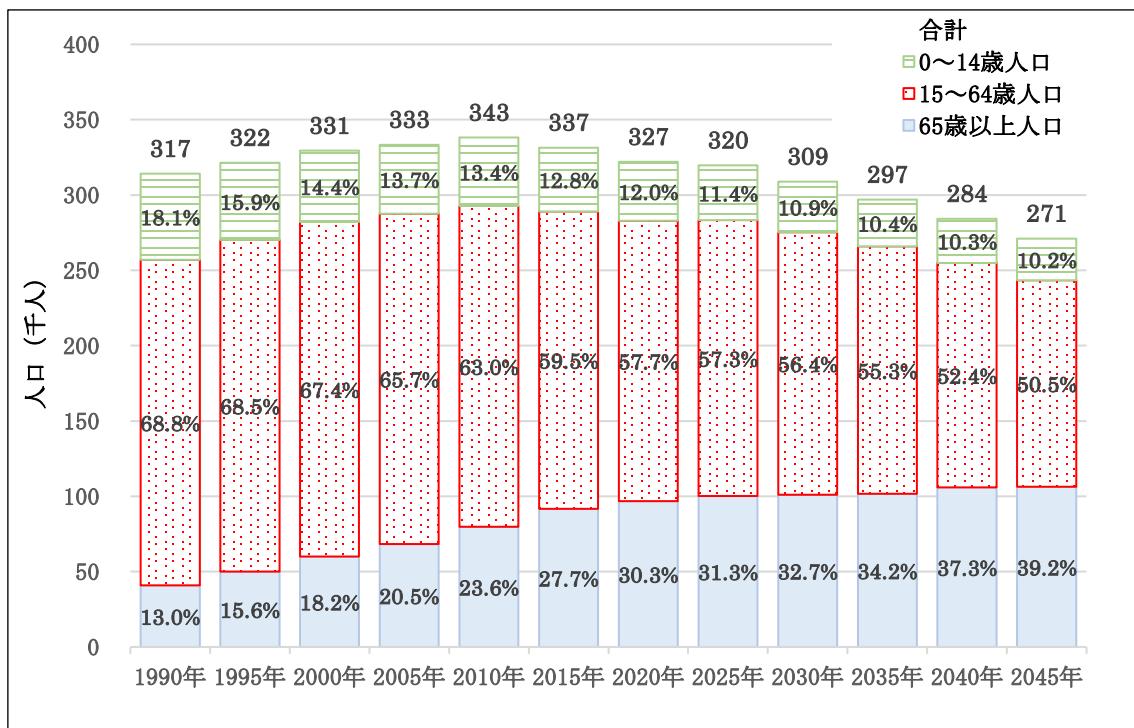
区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 312,241	% 3.8	人 317,069	% 1.5	人 321,999	% 1.6	人 330,654	% 2.7	人 333,484	% 0.9
0～14歳	65,527	-2.4	57,041	-13.0	51,064	-10.5	47,335	-7.3	45,802	-3.2
15～64歳	211,525	3.6	216,199	2.2	220,188	1.8	221,951	0.8	219,180	-1.2
うち15～29歳(a)	62,161	-2.8	65,665	5.6	68,478	4.3	68,204	-0.4	59,024	-13.5
65歳以上(b)	33,956	17.5	40,890	20.4	50,102	22.5	60,130	20.0	68,418	13.8
(a)/総数	% 19.9	-	% 20.7	-	% 21.3	-	% 20.6	-	% 17.7	-
若年者比率										
(b)/総数	% 10.9	-	% 12.9	-	% 15.6	-	% 18.2	-	% 20.5	-
高齢者比率										

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 343,393	% 2.9	人 337,190	% -1.8	人 326,545	% -3.2
0～14歳	45,274	-1.2	42,364	-6.4	38,125	-10.0
15～64歳	212,868	-2.9	197,306	-7.3	182,962	-7.3
うち15～29歳(a)	50,404	-14.6	45,731	-9.3	42,131	-7.9
65歳以上(b)	79,935	16.8	91,788	14.8	95,909	4.5
(a)/総数	% 14.7	-	% 13.6	-	% 12.9	-
若年者比率						
(b)/総数	% 23.3	-	% 27.2	-	% 29.4	-
高齢者比率						

※平成17年から鏡・土佐山分、平成22年から春野町分を含む。

※総数には年齢不詳を含む。

表1－1 (2) 人口の今後の見通し



※2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018（平成30）

年3月推計

※2005（平成17）年から鏡・土佐山分、2010（平成22）年から春野町分を含む。

※合計人口には年齢不詳を含む。年代別の人口割合は年齢不詳を除いて算出

※端数処理により数値の合計が合わない場合や、比率の合計が100%とならない場合がある。

② 産業の推移と動向

鏡・土佐山地域における産業別人口の動向は、表1-1(3)で示すとおり、第一次産業への就業人口比率が減少する一方で、サービス業を主とした第三次産業への就業人口比率の上昇が目立っています。地域の基幹産業は農林業ですが、基盤整備の遅れなどから生産性が低く経営が厳しいことや、市中心部への通勤が可能なことなどから、農林業就業者の減少が進んでいます。

これまで、地理的条件等を生かしてショウガやミョウガ、軟弱野菜、果樹等の栽培に取り組み、市場出荷や街路市・直販店等での直売が行われてきましたが、貿易の自由化に伴い低価格の農林産物が国内市場や商店にあふれる状況であり、価格面での競争は厳しいものがあります。

商工業については、人口減少による購買力の低下や、企業・工場の立地が難しいことなどから、厳しい状況にあります。

今後もこうした現状を踏まえ、産業振興を図っていくことが重要となっています。

表1－1 (3) 産業別人口の動向

(鏡・土佐山地域)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 3,072	人 2,513	% -18.2	人 2,356	% -6.2	人 2,058	% -12.6	人 1,895	% -7.9	
第一次産業	%	%	-	%	-	%	-	%	-	
就業人口比率	80.6	67.5		66.5		57.5		49.8		
第二次産業	%	%	-	%	-	%	-	%	-	
就業人口比率	8.1	15.6		11.5		16.1		22.8		
第三次産業	%	%	-	%	-	%	-	%	-	
就業人口比率	11.3	16.8		22.0		26.0		27.4		

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,795	% -5.3	人 1,596	% -11.1	人 1,708	% 7.0	人 1,539	% -9.9	人 1,451	% -5.7
第一次産業	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
就業人口比率	50.1		42.6		41.3		33.1		37.1	
第二次産業	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
就業人口比率	17.3		19.9		19.8		18.9		14.4	
第三次産業	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
就業人口比率	32.5		37.3		38.8		47.8		46.9	

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,262	% -13.0	人 1,184	% -6.2
第一次産業	%	-	%	-
就業人口比率	31.2		31.2	
第二次産業	%	-	%	-
就業人口比率	12.8		14.8	
第三次産業	%	-	%	-
就業人口比率	46.9		54.0	

※総数は分類不能の産業を含む。

(高知市全体)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 91,375	人 106,747	% 16.8	人 124,756	% 16.7	人 137,465	% 10.3	人 146,150	% 6.3	
第一次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	15.0	10.1		7.6		5.6		4.6		
第二次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	23.6	25.0		24.2		23.4		21.8		
第三次産業	%	%	—	%	—	%	—	%	—	
就業人口比率	61.5	64.9		68.2		70.5		73.5		

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 145,532	% -0.4	人 152,481	% 4.8	人 161,967	% 6.2	人 157,520	% -2.7	人 151,711	% -3.7
第一次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	4.3		3.5		3.2		2.2		2.6	
第二次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	20.2		20.4		20.5		19.6		17.2	
第三次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	75.0		74.7		75.7		76.8		77.7	

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 145,864	% -3.9	人 142,559	% -2.3
第一次産業	%	—	%	—
就業人口比率	3.1		3.1	
第二次産業	%	—	%	—
就業人口比率	15.2		16.0	
第三次産業	%	—	%	—
就業人口比率	76.9		80.9	

※市町村合併後の数値

※総数は分類不能の産業を含む。

(3) 行財政の状況

本市の財政状況は、中核市としては自主財源が乏しく、財政力指数が0.7未満で財源の大部分を地方交付税、国庫支出金や地方債等の依存財源が占めており、令和2年度決算では、実質公債費比率は12.3%，経常収支比率は96.3%となり、財政の硬直化が進んでいる一方で、高齢化に伴う社会保障関連経費の増大や、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増大等により財政需要は更に拡大していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の大幅な減少や、新たな財政需要が生じることにより、更に厳しい財政運営を強いられており、徹底した合理化・効率化等による安定的で健全な財政運営を推進する必要があります。

表1－2 (1) 高知市の財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成25年度	令和2年度
歳入総額A	143,325,873	142,520,144	183,971,577
一般財源	82,288,239	80,816,803	77,902,646
国庫支出金	27,140,588	30,951,288	72,253,746
都道府県支出金	6,878,589	7,569,008	11,224,562
地方債	15,854,636	12,076,891	14,745,233
うち過疎債	196,400	303,900	337,284
その他	11,163,821	11,106,154	7,845,390
歳出総額B	141,766,908	139,553,953	182,236,645
義務的経費	93,975,984	91,612,936	90,978,638
投資的経費	8,161,926	10,892,582	16,283,953
うち普通建設事業	8,077,642	10,840,537	15,987,591
その他	39,628,998	37,048,435	74,974,054
過疎対策事業費	220,149	511,264	488,254
歳入歳出差引額C (A-B)	1,558,965	2,966,191	1,734,932
翌年度へ繰越すべき財源D	1,090,220	2,238,039	1,189,786
実質収支C-D	468,745	728,152	545,146
財政力指数	0.563	0.555	0.653
公債費負担比率	-	-	-
実質公債費比率	19.8	15.5	12.3
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.0	92.9	96.3
将来負担比率	223.7	173.9	172.2
地方債現在高	237,503,933	202,533,376	210,377,339

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

(鏡地域)

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道				
改良率 (%)	—	9.4	13.2	17.5
舗装率 (%)	0.1	4.5	6.0	9.0
農道				
延長 (m)	—	—	—	69,197
耕地 1 ha当たり農道延長(m)	12.2	107.1	139.7	219.0
林道				
延長(m)	—	—	—	52,170
林野 1 ha当たり林道延長(m)	1.7	1.6	5.5	20.1
水道普及率 (%)	49.3	22.0	23.6	23.2
水洗化率 (%)	—	9.6	4.4	41.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—

区分	平成15年度末	平成22年度末	平成25年度末
市町村道			
改良率 (%)	18.9	26.2	26.4
舗装率 (%)	9.5	89.8	90.5
農道			
延長 (m)	70,156	46,777	46,777
耕地 1 ha当たり農道延長(m)	223.4	—	—
林道			
延長(m)	64,983	19,484	19,484
林野 1 ha当たり林道延長(m)	25.1	—	—
水道普及率 (%)	23.5	22.5	24.5
水洗化率 (%)	50.4	70.9	86.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—

※平成22年度末以降の舗装率については、軽舗装分を含む。

※水道普及率は、簡易水道給水人口により算定したものであり、個人や地元水道組合等が管理する飲料水供給施設の給水人口は含まない。(市管理の飲料水供給施設は存在しない。)

※平成22年度末及び平成25年度末の水洗化率については、住民基本台帳人口からくみ取り人口を差し引いた人口を浄化槽人口とし、算定したもの。

※平成22年度末以降の農道延長及び林道延長の数値の減は、高知市との市町村合併の際に市道へ編入したことによるもの。

(土佐山地域)

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道				
改良率 (%)	0	6.1	27.3	33.2
舗装率 (%)	0.4	47.6	70.5	69.0
農道				
延長 (m)	—	—	—	17,704
耕地 1 ha当たり農道延長 (m)	31.0	102.5	37.4	79.4
林道				
延長 (m)	—	—	—	24,080
林野 1 ha当たり林道延長 (m)	10.1	10.5	4.9	9.2
水道普及率 (%)	15.9	39.7	61.3	63.5
水洗化率 (%)	—	0	2.6	50.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.2	1.5	1.5	1.5

区分	平成15年度末	平成22年度末	平成25年度末
市町村道			
改良率 (%)	33.2	45.0	45.1
舗装率 (%)	69.0	85.9	86.5
農道			
延長 (m)	18,338	12,772	12,772
耕地 1 ha当たり農道延長 (m)	83.4	—	—
林道			
延長 (m)	24,080	7,566	7,566
林野 1 ha当たり林道延長 (m)	9.5	—	—
水道普及率 (%)	64.0	41.2	42.3
水洗化率 (%)	71.1	89.2	88.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.5	—	—

※平成22年度末以降の舗装率については、軽舗装分を含む。

※水道普及率は、簡易水道給水人口及び市管理の飲料水供給施設給水人口により算定したものであり、個人や地元水道組合等が管理する飲料水供給施設の給水人口は含まない。(平成22年度末以降の水道普及率の減少は、高知市との市町村合併の際、旧土佐山村管理であった飲料水供給施設の一部を地元水道組合等へ譲渡したため。)

※平成22年度末及び平成25年度末の水洗化率については、住民基本台帳人口からくみ取り人口を差し引いた人口を浄化槽人口とし、算定したもの。

※平成22年度末以降の農道延長及び林道延長の数値の減は、高知市との市町村合併の際に市道へ編入したことによるもの。

(鏡・土佐山地域)

区分	平成12年度末	平成15年度末	平成22年度末	平成25年度末
市町村道				
改良率 (%)	25.2	25.9	35.7	35.9
舗装率 (%)	38.6	38.7	87.8	88.5
農道				
延長 (m)	86,901	88,494	59,549	59,549
耕地 1ha当たり農道延長(m)	161.2	165.7	—	—
林道				
延長 (m)	76,250	89,063	27,050	27,050
林野 1ha当たり林道延長(m)	14.6	17.4	—	—
水道普及率 (%)	40.5	40.7	30.1	31.9
水洗化率 (%)	45.5	59.2	78.4	87.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.7	0.7	—	—

(高知市全体)

区分	平成12年度末	平成15年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	58.6	59.8	58.9	60.1	60.9
舗装率 (%)	84.5	85.1	91.1	93.0	93.3
農道					
延長 (m)	89,419	95,643	158,287	158,485	158,485
耕地 1ha当たり農道延長(m)	32.7	35.9	—	—	—
林道					
延長 (m)	76,250	89,063	27,050	29,234	29,234
林野 1ha当たり林道延長(m)	8.5	10.0	—	—	—
水道普及率 (%)	96.0	95.4	95.0	95.2	95.1
水洗化率 (%)	79.4	81.9	86.0	87.6	84.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	37.3	35.2	32.5	32.5	28.3

※平成22年度末から春野町分を含む。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 持続的発展の基本的方向

鏡・土佐山地域は、生活の場であるとともに、食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、美しい景観、やすらぎの場の提供、森林による地球温暖化の防止など、都市部に住む人々の生活にも重要な役割を果たしています。

地域住民を中心に脈々と守り育まれてきたこの多面的・公益的機能は、貴重な市民共有の財産として次世代に受け継いでいかなければなりません。

また、この地域の豊かな自然、地域に根付いた多彩な産業、歴史文化、多様な気候や風土が育む食は、高いポテンシャルを持っており、これらを維持・発展させていく取組を一つ一つ積み重ねていくことも重要です。

これらを念頭に置き、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大や急速なデジタル化の進展等に伴う個人の価値観や生活の多様化や地方回帰の機運の高まりなどを踏まえながら、これまでの過疎地域の条件不利の克服に向けた対策を継続しつつ、学び、働き、心豊かな生活ができる場所として、一人一人が将来を描いて住み続けることができる、関わり続けたいと思える地域づくりに取り組むことで、将来にわたり持続的に発展できる地域社会の形成や、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指します。

② 過疎対策の方向性

- 1) 幸せを実感し、生きがいを持って暮らせる地域づくり
- 2) 安全・安心な暮らしを支える生活・社会基盤の整備
- 3) 地域を支える産業の振興
- 4) 地域への人の流れの拡大

③ 推進する施策

本計画では、「誰一人取り残さない」と誓う S D G s（持続可能な開発目標）の理念を共有するとともに、南海トラフ地震等の大規模自然災害への対策や、希望と賑わいのある地方創生、福祉によるまちづくりを通じた地域共生社会の形成など、2011高知市総合計画をはじめとする各種行政計画に基づく全市的な取組と補完・連携を図りながら、過疎対策の方向性に則して次の11の施策を推進します。

- 1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 2) 産業の振興
- 3) 地域における情報化
- 4) 交通施設の整備、交通手段の確保
- 5) 生活環境の整備
- 6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 7) 医療の確保
- 8) 教育の振興
- 9) 集落の整備
- 10) 地域文化の振興等
- 11) 再生可能エネルギーの利用促進

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき人口減少の抑制を目指します。

	目標値
鏡・土佐山地域の人口減少率（令和2年と令和7年の国勢調査による）	5.8%以内

【参考】 高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月策定）

	目標値（平成27年に設定した数値）		減少率
	令和2年	令和7年	
鏡・土佐山地域の人口	2,182人	2,055人	5.8%

※ 過去の人口減少率は、P 6 の表 1 – 1(1)を参照

(6) 計画の達成状況の評価

計画の達成状況は、本市が全庁的に実施する事務事業評価により、毎年度評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、「安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供」を実現するため、管理の最適化、機能の最適化、総量の最適化の3つを基本目標とした高知市公共施設マネジメント基本計画に基づき課題解決に向けた取組を推進しています。

その実現に向けては、今後10年間で耐用年数を経過する施設を対象に、平成29年11月に策定した個別施設の今後の在り方を具体的に示した高知市公共施設再配置計画（第1期）や、令和2年5月に策定した施設の良好な保全と維持管理費用の削減や平準化を図るための高知市個別施設保全計画に基づき、公共施設マネジメントに取り組んでいます。

本計画に登載した公共施設の整備に当たっては、上記計画に基づく検討を行ったうえで実施するものとします。

高知市公共施設マネジメントの目的

安全安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供

公共施設マネジメントの目標

管理の最適化

機能の最適化

総量の最適化

具体的な取組内容

- ①施設管理者の知識・能力の向上
- ②施設に関する資料の整理
- ③施設の現状把握を踏まえた保全の実施
- ④施設点検委託業務内容の見直し
- ⑤長寿命化によるトータルコストの縮減
- ⑥市民や団体、民間企業等との協働や連携による効率化
- ⑦利用料金の適正化
- ⑧省エネルギー化の推進

- ①利用度・ニーズの把握
- ②現在の社会要求にあつた機能拡充
- ③環境負荷の低減
- ④災害対策
- ⑤他自治体との連携強化

- ①機能の見直しによる総量の抑制
- ②複合化・統廃合による保有量の削減
- ③広域連携による施設運営の効率化
- ④民間施設の活用

第2 推進する施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

- 中山間地域への移住希望者がスムーズに移住・定住できるように、適切な情報や支援を継続的に提供していく必要があります。
- 各種イベントの開催や貸農園、直販店等を通じて地域間交流を推進してきましたが、更なる交流の深化・拡大が求められています。
- 地域の豊かな自然や資源を活用した子どもたちの野外学習活動、ハイキング、交流イベント等により、地域間交流を促進し、魅力ある地域づくりにつなげる必要があります。
- 中山間地域への人の流れの創出や、地域住民や豊かな自然に多様に関わる人々を創出する取組が求められています。

② 人材育成

- 人口減少・少子高齢化に伴い、地域を維持・発展していくための人材が不足しているため、地域づくりの担い手となる人材を育成する必要があります。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流の促進

- 中山間地域への移住希望者を対象にした移住体験ツアーや、中山間地域暮らし体験滞在施設やかがみ暮らし体験滞在施設等を活用した生活体験等を通じて、移住前に地域を理解し、ギャップを少なくすることで、スムーズな移住・定住につなげます。
- 地域活性化住宅の整備など、良好な住宅環境の提供や、高知市中山間地域空き家情報バンクを活用した賃借可能な空き家物件の情報提供を通じて、中山間地域への移住・定住を促進します。
- 高知市中山間地域空き家情報バンクに登録された空き家を改修するために必要な費用を補助します。
- 土佐山地域においては、NPO法人土佐山アカデミーを中心に、地域の豊かな自然や長年受け継がれてきた「社学一体」の教育理念を継承しながら、地域を活性化し、地域間の交流人口及び関係人口の拡大に努めます。
- 鏡川流域における関係人口の創出・拡大の取組を進め、上流域と下流域、流域と流域外の関わりとつながりの深化・拡大を図ります。
- 関係人口の主体者を育成し、地域外からの多様な主体が中山間地域との関わりを持つことで、地域の自然を活用した活動やプロジェクトが創出されるように努めます。

- ワーケーションの推進等により、地域外からの新しい人の流れの創出に努めます。

(2) 人材育成

- 過疎地域が抱える課題に向き合いながら、地域資源を活用したなりわいづくりなどの可能性を見いだすため、地域おこし協力隊等の外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を充実させるなど、地域への定住率を高め、地域活動の担い手を確保する取組を支援します。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 地域間交流	鏡吉原ふれあいの里整備事業 土佐山夢産地パーク整備事業	市 市	鏡 土佐山
		鏡吉原ふれあいの里管理運営事業 吉原ふれあい交流館を核とした地域づくりを進め、地域の特性を活用した交流イベントの充実や施設PRを図り、利用者の増加と地域活性化の推進を図るもの。	市	鏡
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	鏡川流域関係人口創出事業 鏡川流域（特に中山間地域）の自然と人、人と人との多様な関わりとつながりを創出・拡大し、ICTを活用して可視化、循環を促進するもの。	市	両地域
		土佐山アカデミー事業費補助事業 (特非)土佐山アカデミーが行う地域振興事業を対象に補助金を交付するもの。	市	土佐山
	かがみ暮らし体験滞在施設管理事業	かがみ暮らし体験滞在施設管理事業	市	鏡
		移住・定住促進事業(空き家情報バンク・空き家改修補助)	市	両地域
	(3) その他	地域づくり人材育成事業 地域おこし協力隊を含む、将来、地域の担い手となる人材を育成するもの。	市	両地域
		中山間地域集合住宅整備事業(地域活性化住宅の整備等により、良好な住宅環境の提供を図るもの。)	市	両地域
	移住・定住促進事業（中山間地域暮らし体験滞在施設整備）	移住・定住促進事業（中山間地域暮らし体験滞在施設整備）	市	土佐山

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

- 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う労働力不足などにより耕作放棄地が増加し、国土の保全や水源かん養など農地の持つ多面的機能が低下しています。
- 農地が狭小で分散しており、傾斜地が多く、基盤整備も不十分で作業効率も悪いことから、平地に比べ農業生産条件が不利であり、生産性も低く、農業所得の確保が困難となっています。
- 鏡地域における農業の経営形態は、近隣の町への通作による水稻やショウガ栽培、地域内での水稻、露地野菜の栽培、シキミやミョウガの栽培、雨よけハウスによる軟弱野菜の栽培のほか、日曜市を中心とした各曜市や直販所への出品など様々です。近年では、耕作放棄地対策としてイタドリの栽培に取り組み、中山間地域の新たな有用品目として産地化を目指しています。
- 土佐山地域では、柚子や四方竹、ミョウガ等の基幹作物を中心として、複数の作物の栽培を行う複合経営が行われており、中でも柚子、四方竹については、生産組合、農業協同組合、加工食品卸会社及び夢産地とさやま開発公社の連携が進んでいます。
- 地理的に生産条件が悪く、営農環境が非常に厳しい状況であることから、地域農業を支えている小規模経営体や、新たな担い手となる新規就農者、集落営農組織の活動への支援が必要となっています。
- 農産物の販売は、生産組合や農業協同組合を通じたもののほか、個々の農家による市場出荷や街路市、直販店等で行われています。
- 一般財団法人夢産地とさやま開発公社は、有機農業の研究・普及や6次産業化による農業の高付加価値化、小規模・高齢農家が生産する少数・多品目の農産物の全量買取りによる県内外への出荷、農作業受託等による耕作放棄地化の抑制などにより、地域の農業を支えています。
- 野生鳥獣による農林産物被害が深刻化しており、農林業経営に打撃を与え、生産意欲にも影響を及ぼしています。

② 林業

- 林業に携わる経営規模は小さく、専業での経営は難しい状況にあります。
- 人工林の多くが標準伐期齢を過ぎていますが、木材価格の低下だけでなく、不在村森林所有者の増加や相続などの問題により、長期間放置された人工林が増加しており、水源涵養などの森林の持つ公益的機能の維持が課題となっています。
- 森林整備の面では、施業の集約化や林道等の基盤整備、後継者不足による労働力の減少が課題となっています。

- 人工林の8割が10齢級以上の高齢級となっていることから、施業の集約化や森林資源の有効活用を図る必要があります。
- 放置竹林による被害が、農地などへの侵食だけでなく、土砂の崩壊など土地保全上の課題となっています。

③ 商業その他

- 商業については、農産物直販所を中心とした地産地消の取組が行われていますが、地域商店は人口減少と高齢化による購買力の低下、市中心部への購買力の流出等から、経営は一段と厳しくなってきています。
- 工業については、第一次産業に関連するもの以外の地場産業が乏しく、地理的条件等から企業、工場の立地も難しい状況にあります。
- 平成10年にオープンしたオーベルジュ土佐山を核とした様々なイベントを通じて都市部等との地域間交流に取り組んでいますが、交流人口の拡大が地域経済の活性化等に十分に結び付いていないこともあります、その対策が求められています。

(2) その対策

① 農業

- 中山間地域等直接支払制度を活用し、平地との生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続につなげることで、国土の保全や水源かん養など農地の持つ多面的機能の維持を図るとともに、集落営農組織の育成など、中山間地域の農業・農村を支える仕組みづくりを進めます。
- 農業に必要な基礎知識や技術を習得する新規就農者を支援し、担い手の確保や地域農業の発展を図ります。
- 農地の小規模な基盤整備や、スマート農業の導入を支援し、農作業の効率化や労力の軽減による所得の向上を図り、農地の有効活用につなげ、将来の担い手への集約・集積を行います。
- 集落営農組織等が共同利用する農業機械の導入や施設等の整備を支援し、地域農業の維持・発展を図ります。
- 基幹作物であるショウガ、柚子や四方竹、ミョウガ等について、作業の効率化や生産拡大の取組を支援するとともに、イタドリ等のブランド化や販路拡大等に取り組み、生産意欲や所得の向上につなげます。
- 柚子専門の営農指導員を配置し、生産者への指導・助言を行うことで栽培技術の向上を図り、柚子の生産拡大に取り組みます。
- 地元農産物を活用し、農家収入を向上させ、土佐山ブランドを高める6次産業化に取り組みます。

- 6次産業化や農商工連携を推進し、加工品の開発による地域農産物の高付加価値化を図るとともに、れんけいこうち広域都市圏の取組も活用しながら、県内外の見本市への出展等による外商活動・販路拡大に取り組み、地産外商につなげます。
- 農畜産物の残渣や排泄物を活用した良質な堆肥の生産を行い、営農者に提供することにより、資源循環型農業の振興を図るとともに、農薬や化学肥料の使用を控えた、環境に配慮した農業の推進と農地の保全活動を支援します。
- 地域の求める人材像や就農までの流れ、地域の概要、支援体制などを明記した産地提案書により新規就農者を募集する生産部会等を支援します。
- 一般財団法人夢産地とさやま開発公社が行う、地域農業を支える取組を支援します。
- 有害鳥獣の捕獲・被害防除のため、捕獲檻や電気柵の購入補助や捕獲報償金制度により捕獲の推進を図ります。
- 交流施設や市民農園を活用し、都市部との交流による農業の振興に取り組みます。

② 林業

- 高知県造林事業などの補助事業に継ぎ足し補助を行うことで、森林所有者による森林整備に対する意欲の向上を図るとともに、間伐等の森林施業を推進することで、健全な森林の造成と森林の持つ公益的機能の維持増進を図ります。
- 高知県森の工場の認定を推進し、森林の集約化による効率的な木材生産システムを構築することで、事業体の収益性の向上、森林所有者への収益の還元、林業事業者の安定的な雇用につなげるとともに、成熟した本市の人工林資源を活用した林業の振興を図ります。
- 林道等の舗装や法面整備、排水対策に取り組むことで、森林施業に必要不可欠である林道等の機能向上を推進するとともに、通行の利便性や災害防止といった公共的な機能面の強化を図ります。
- 作業道開設や高性能林業機械導入への支援などによる基盤整備を促進することで、効率的な森林整備を推進します。
- 四方竹、シイタケ、シキミ等の特用林産物の振興を図ります。
- シキミ・サカキ生産やきのこ栽培など、特用林産業の従事者の高齢化や後継者不足を解消するため、新規就業者等への支援を行います。
- 林業事業体の技術職員の育成に要する経費に補助を行い、林業の担い手の確保・育成に努めます。
- 森林経営管理法に基づき、森林所有者による適切な森林経営が行われていない森林の林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。

- 市有林における森林整備については、水源かん養や二酸化炭素の吸収、山地災害防止、生物の多様性といった森林の持つ公益的機能の増進を図ります。また、環境先進企業との協定による協働の森としての森林の整備を図ります。
- 公共施設における木材利用を促進するとともに、森林保全活動や森林環境学習の普及啓発を目的とするイベントに対して支援を行います。
- 市民が森林、木材に触れ合い、林業や森林保全に対する理解を深めることができる場の提供に努めます。

③ 商業その他

- 庁舎の空きスペース等を貸事務所（シェアオフィス）として活用するなど、地域の賑わいの創出と雇用機会の拡大を図ります。
- 農産物を加工し、販売するための拠点を整備し、農産物の高付加価値化や地域内の雇用創出を図ります。
- 操業を停止した地域の農産物生産施設跡を、地元竹材を使用した工業用竹ブランシの生産を行う企業が活用することによる、新たな竹産業の創出を支援します。
- 地域経済の好循環を生み出すため、地産地消に取り組みます。
- 地元消費者に密着した商店づくりを地域ぐるみで進めます。
- オーベルジュ土佐山等の観光施設の整備やネットワーク化を図るとともに、情報発信や新たな観光資源の開発、エコツーリズム等の受入体制の構築を図ります。
- 子どもたちの野外学習活動をはじめ、水源地域の森林の保全や活用等に視点を置いた都市部と中山間地域の交流を促進するため、「市民の森」と周辺施設の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間農業活性化事業	市	両地域
		中山間地域農業基盤整備事業	県	両地域
		木材増産促進事業	市	両地域
	(2) 経営近代化施設 農業	中山間地域構造改善センター整備事業	市	鏡
	(3) 地場産業の振興 加工施設	B A L 土佐山施設整備事業	市	土佐山
		農産物加工施設整備事業	市	両地域
		農産物集出荷施設等整備事業	市	両地域
		販売所整備事業	市	土佐山

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(4) 観光又はレクリエーション	景勝地施設整備事業	市	鏡
		景勝地休憩所等整備事業	市	土佐山
		オーベルジュ土佐山再整備事業	市	土佐山
		協働の森づくり事業	市	両地域
		市民の森整備事業	市	両地域
	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	中山間地域構造改善センター管理運営事業 農林業従事者へ農事情報等の提供、農林業の経営及び栽培技術の向上並びに研修に関する事業等を実施し、農林業の振興、地域住民の生活改善及び連帶意識の高揚等、農林業の活性化・近代化を図るもの。	市	鏡
		土佐鏡湖公園維持管理事業 土佐鏡湖公園を市民の健康増進や交流拠点施設として活用していくため、適切な維持管理を行うもの。	市	鏡
	地域づくり支援事業	地域の団体が主体となって行う地域を元気にしようとする取組に対して補助金を交付するもの。	市	両地域
	中山間地域土づくり推進事業	農畜産物の残渣や排泄物を活用した良質な堆肥の生産を行い、営農者に提供することにより、資源循環型農業の振興を図るとともに、農薬や化学肥料の使用を控えた、環境に配慮した農業の推進及び農地の保全活動を支援するもの。	市	土佐山
	土佐山夢産地パーク運営事業	土佐山夢産地パーク交流館を中心とした遊歩道、キャンプ場等を地域振興及び都市と農村との交流の拠点として活用し、適切に維持管理することで長期利用を図るもの。	市	土佐山
	まるごと有機プロジェクト推進事業 (一財)夢産地とさやま開発公社を中心として、既存農家や後継者の所得向		市	土佐山

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	上・やりがいの創出や、農業を継続させる仕組みをつくるため、有機・無農薬栽培の農産物のブランド化を推進するもの。		
	ゆず専門営農指導員配置事業	中山間地域の基幹作物である柚子専門の営農指導員を配置し、柚子の栽培に関する生産者への指導・育成を行い、生産の拡大を図り、農業所得の向上及び中山間地域の農業振興につなげるもの。	市	土佐山
	新規就農推進事業	担い手確保のための活動を行う組織が行う、産地提案書（受入組織が担い手を募集するための求める人材像、就農定着までの支援体制等を記載したもの）を策定し、又は産地提案書に基づき県内外から積極的に担い手を募集する取組に対して補助金を交付するもの。 また、新規就農を目指す研修生（独立自営、雇用就農、親元就農等）や、産地提案書等により研修生の受入を行う生産者団体等の研修受入機関に対し補助金を交付するもの。	市	土佐山
	夢産地とさやま開発公社公益目的事業費補助事業 (一財)夢産地とさやま開発公社が行う農業活性化のための公益目的事業（調査研究、販路拡大等）に対して支援を行うもの。		市	土佐山
	中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助事業	庁舎の空きスペースを、民間事業者にシェアオフィスとして貸し出し、入居事業者等に対して賃借料の補助を行うもの。	市	土佐山
	市民農園貸付事業		市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	遊休農地、耕作放棄地を活用した農地を守る活動の一環として市民農園を開設し、農園利用者と地元住民との交流からなる地域活性化を図る。		
	市民の森管理事業	市民の森を森林環境学習や市民の交流の場として活用していくための仕組みづくりや維持管理を行うもの。	市	両地域
	造林支援事業	森林資源の有効活用及び素材生産量の増加のため、保育・搬出間伐、作業道整備に対し補助金を交付するもの。	市	両地域
	森林総合整備事業	森林資源の有効活用及び素材生産量の増加のため、人工林の除間伐や作業道開設等に対し補助金を交付するもの。	市	両地域
	市有林造林事業	市有林の間伐及び間伐に必要な作業道の整備を進め、素材生産の増産に寄与するとともに、水源涵養等の公益的機能を高度に發揮できる森林の育成を図るもの。	市	両地域
	森林整備地域活動支援事業	森林資源の有効活用及び素材生産量の増加のため、森林経営計画の作成及び既存路網の改良等を支援するもの。	市	両地域
	林業技能者育成支援事業	林業技術者の技術力向上を図るため、高知市森林組合及び林業事業体が雇用した林業従事者のうち、就業年数6年目までの育成に要する経費を補助するもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	森林経営管理事業 森林経営管理法に基づき、森林所有者による適切な森林経営が行われていない森林の林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するもの。	市	両地域
		森林環境整備促進事業 高知県森の工場の認定を推進し、森林の集約化による効率的な木材生産システムを構築することで、森林施業を進め、事業体の収益性の向上、森林所有者への収益の還元、林業事業者の安定的な雇用につなげるとともに、成熟した本市の人工林資源を活用した林業の振興を図るもの。	市	両地域
		特用林産業新規就業者支援事業 特用林産業（シキミ・サカキ等）への新規就業を支援するため、研修生及びその指導者に対して補助するもの。	市	両地域
		中山間地域農村集落活性化対策事業 中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産活動を継続することによって、集落活動の維持・活性化、多面的機能の維持を図るもの。	市	両地域
	(6) その他	ユズ産地化対策事業 ユズ産地化対策事業を行う事業実施主体に補助金を交付することにより、ユズの生産促進による中山間地域の活性化を図るもの。	市	土佐山

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- 大規模災害時における中山間地域の孤立化防止対策と、固定系防災行政無線の老朽化に伴い、平成21年度にデジタル式固定系防災行政無線の整備や衛星携帯電話の配備を行いましたが、今後も戸別受信機の未設置世帯への対応などを行う必要があります。
- インターネットや携帯電話は、市民生活や社会経済活動に必要不可欠な要素となっており、地域間での情報交流を促進し、地域の活性化を図るためにも、Wi-Fiフリースポット等のインターネット環境の整備や、携帯電話不感地域の解消が求められています。
- 中山間地域の課題解決に資するＩＣＴの利活用を推進するとともに、一人でも多くの住民がデジタル化の恩恵を享受できるように、デジタル活用に不安のある高齢者等への支援が必要となっています。

(2) その対策

- 防災行政無線については、戸別受信機の未設置世帯等への追加設置を進めるとともに、受信状態が悪い世帯のアンテナ等の調整により、受信状態の改善に取り組みます。
- 自然災害などの危機管理事象において、市民に迅速かつ正確な防災関連情報の伝達を図るため、固定系防災行政無線設備の機器更新を行います。
- テレビの難視聴については、補助事業の導入を図りながら、解消に努めます。
- 中山間地域における情報格差の解消に向けて、通信事業者に対し、携帯電話等の移動系高速通信網のエリア拡充や、通信速度の高速化を働きかけるとともに、通信事業者が実施する光ファイバを活用した固定系高速通信網の整備に対する補助を行うことにより、サービス提供事業への参入を促します。
- 携帯電話不感地域の解消に向けて、通信事業者へ働きかけていきます。
- 地域住民からの要望が多い、高齢者の見守りや健康維持、防災情報の共有、農作業の省力化、野生鳥獣対策、移住・定住人口の拡大などの分野を中心に、ＩＣＴ利活用策を検討・推進します。
- 国が実施するデジタル活用支援事業の活用を検討するほか、県と連携を図りながら、高齢者等へのデジタル活用支援に取り組みます。
- 発災時に災害対策本部から中山間地域に円滑な情報伝達ができるように、屋外拡声子局の定期的な保守点検を行います。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他の情報化のための施設	土佐山地域インターネット環境整備事業 高知市高度情報通信環境整備促進事業 公衆無線LAN環境整備事業 ICT利活用環境整備事業 防災行政無線整備事業	市 市 市 市 市	土佐山 両地域 両地域 両地域 両地域
		I C T 利活用事業 I C T を利活用した地域課題の解決	市	両地域
		により、住民福祉の向上を図るもの。		

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通施設の整備

- 自動車が主な交通手段であり、日常生活や産業活動に欠かすことのできない道路の整備に重点的に取り組んできましたが、整備状況は十分ではありません。
- 生活道の中には緊急車両の進入が困難な箇所もあり、急カーブが多いことから出会い頭の衝突も危ぶまれており、幹線道路の整備と危険・狭い箇所の局部改良等が必要となっています。
- 整備済みの道路についても舗装や橋梁の老朽化が進行しており、維持補修等の対策が必要となっており、人口減少や高齢化に伴い地域住民による道路の維持管理にも支障が出始めています。

② 交通手段の確保

- 公共交通機関として、廃止路線代替バスである定期路線バスと、この定期路線バスと接続して区域内を運行するデマンド型乗合タクシーがあります。利用者が少なく厳しい経営状況ですが、地域住民の交通手段を確保するため、公共交通機関の維持、確保を図る必要があります。

(2) その対策

① 交通施設の整備

- 県道の早期改良に向け、関係機関へ働きかけるとともに、市道等の生活道路の改良を計画的に進めます。
- 間伐等の森林施業の効率化を図るため、林道、作業道の整備を進めます。
- 緊急車両の通行や高齢者等が安心して運転できる道路を確保するため、狭い箇所の局部改良や道路の補修等を計画的に進めます。
- 橋梁の経年劣化に対応するため、調査・点検を行い、長寿命化修繕計画を策定し、耐震補強と塗装・補修を計画的に進めます。
- 地域住民が行う道路の維持補修に係る原材料を支給することにより、地域住民との協働の下、適切な道路維持を行うとともに、人口減少や高齢化への対応策を検討し、道路維持を支える仕組みづくりを進めます。

② 交通手段の確保

- 地域の実情に即したデマンド型乗合タクシーの運行を行い、地域住民の交通手段の確保に努めます。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路 橋りょう	鏡10号線改良	市	鏡
		鏡142号線改良	市	鏡
		鏡8号線改良	市	鏡
		土佐山186号線改良	市	土佐山
		土佐山121号線改良	市	土佐山
		過疎地域道路改良事業	市	両地域
		過疎地域道路舗装事業	市	両地域
		過疎地域橋梁整備事業	市	両地域
	(2) 農道	農道改良事業	市	両地域
	(3) 林道	林道改良（舗装）事業	市	両地域
		林道等保全事業	市	両地域
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	過疎地域道路舗装事業（生コン支給） 未舗装区間が多い過疎地域の市道の 路線の端末について、地元住民に生コン クリート等の原材料を支給し、未舗装区 間の効率的な整備を図るもの。	市	両地域
		林道等保全活動支援事業 地元住民が、林道・作業道の草刈や生 コンクリート舗装作業などを実施する ことを支援し、森林施業の推進と路網の 適正な維持管理を図るもの。	市	両地域
		林道等維持管理事業 災害の防止や通行の確保のため、土砂 の撤去作業などを行い、林道等の適正な 維持管理を図るもの。	市	両地域
	農道・水路維持修理事業（生コン等支給） 地元住民が市からの生コンクリート 等の原材料支給により農道の未舗装箇 所や老朽化した水路の整備を行い、生産 性向上、農地の保全、通行の安全性の確 保等を図るもの。	市	両地域	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域交通運行事業 デマンド型乗合タクシーを継続して 運行し、地域の公共交通を確保・維持す るもの。	市	両地域
	(5) その他	廃止路線代替バス運行費補助事業 水路補修・整備事業（工事）	市	両地域

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 防災対策

- 昭和50年・51年の連年災害により、鏡ダム湖畔では地滑りによる被害が、ダム下流域では異常出水による被害が発生しました。これまで防災対策が実施されてきましたが、住民が安心した生活を送ることができるように、今後も地滑り対策、治水対策に取り組む必要があります。
- 集落が点在する中山間地域の特性から、台風や集中豪雨といった自然災害の発生時には、崖崩れや道路の崩壊などにより、集落が孤立する危険性があり、その対策が求められています。

② 水道施設等

- 鏡地域、土佐山地域では簡易水道により給水を行っていましたが、平成29年4月までに上水道に統合しました。
- 鏡地域では、上水道を利用している地域は1か所であり、その他は飲料水供給施設や、湧水等を利用している地域となっています。
- 土佐山地域では、上水道を利用している地域は2か所であり、多数の飲料水供給施設とその他の給水施設により各家庭に水が供給されています。
- 飲料水供給施設を利用している地域や湧水等をそのまま利用している地域は、ほとんどが表面水を水源にしているため、水源が不安定で、雨によって濁りが生じるなど維持管理に苦慮しています。
- 近年、山の保水力が低下するとともに、生活の都市化が進み、一人当たりの水の消費量が増加する中で、長期的な水需要に対応した安全で安定的な水源の確保を図る必要があります。
- 老朽化した飲料水供給施設の改修が必要な地域も多くあります。

③ 汚水処理施設

- 鏡川の源流域を抱える本市の水源地域であり、生活排水対策の充実が急がれます、地理的要因等から下水道施設の整備は難しい状況であり、合併処理浄化槽を普及させていく必要があります。

④ 廃棄物対策

- 不法投棄等の不適正処理が発生しないように、不法投棄が発生しやすい場所などにおける防止対策の強化を図る必要があります。
- 高齢化が進行する中で、ごみステーションへのごみの持ち出しが困難な世帯に対する支援の必要性が高まっています。

⑤ 市営住宅等

- 市中心部への通勤が可能な条件の下、安心して暮らせる住まいの確保が求められています。

⑥ 消防施設等

- 地域の災害対応力を強化するため、消防団活動の基礎となるポンプ車等を更新する必要があります。
- 自然水利に偏らない消防水利とするため、耐震性防火水槽を整備する必要があります。
- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の確保に一層取り組まなければなりません。

⑦ その他

- 生活道の草刈りに地域を挙げて取り組んできましたが、最近では、地域住民の高齢化等に伴い、こうした活動の継続が困難となっています。
- 小売店の撤退や公共交通機関の不足などにより、食料品や日用品等の生活必需品の買い物が困難となっている住民に対する支援が必要となっています。

(2) その対策

① 防災対策

- 関係機関との連携を図りながら、鏡川流域の地滑り対策や治水対策を進め、安全な生活環境の確保に努めます。
- 中山間地域の孤立化防止対策として、地域の現状を踏まえ、災害時の拠点となる集落との交通・連絡手段等を定めた中山間防災計画に基づき、防災対策に取り組みます。
- 発災時に災害対策本部から中山間地域に円滑な情報伝達ができるように、屋外拡声子局の定期的な保守点検を行います。
- 防災行政無線については、戸別受信機の未設置世帯等への追加設置を進めるとともに、受信状態が悪い世帯のアンテナ等の調整により、受信状態の改善に取り組みます。
- 防災拠点の強化を図るため、土佐山庁舎に自家発電設備等を整備するとともに、災害時に壁が倒壊する可能性があるトイレ等の改修に努めます。

② 水道施設等

- 旧簡易水道区域においては、水道水を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理等を行います。
- 飲料水供給施設の改修についての相談や補助による支援を行います。

③ 汚水処理施設

- 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適正な維持管理の指導に努めます。

④ 廃棄物対策

- 地域と警察・行政機関等が連携して不法投棄の早期発見を図り、ごみを捨てにくい環境づくりに努めます。

- 高齢化等により、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行います。
- 市民生活に不可欠な「家庭ごみ」の収集を安定的に運営します。

⑤ 市営住宅等

- 市営住宅再編計画に基づき良好な集合住宅等の整備に取り組みます。

⑥ 消防施設等

- 消防車両の計画的な更新や、耐震性防火水槽の適正配置、消防団員の確保等を通じて、地域防災力の充実強化を図ります。

⑦ その他

- 集落づくりの一環として景観整備等の地域住民の自発的な活動を支援します。
- 買い物が困難となっている地域住民のニーズに応じた支援に取り組みます。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設	水道施設整備事業	市	両地域
		上水道	市	土佐山
		その他	市	土佐山
		飲料水供給施設改良事業	市	両地域
		飲料水供給施設等整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
		合併処理浄化槽設置費補助事業	市	両地域
	(3) 廃棄物処理施設			
		ごみ収集車購入事業	市	両地域
	(4) 消防施設	消防車両更新事業	市	両地域
		防火水槽設置事業	市	両地域
		消防団屯所整備事業	市	両地域
	(5) その他	土佐山庁舎改修事業	市	土佐山
		がけくずれ住家防災事業	市	両地域

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童の福祉

- 核家族化や地域におけるつながりの希薄化などもあり、地域全体で子どもを支える仕組みづくりが重要となっています。
- 保育、子育て支援等のニーズに対応できるように取り組むことにより、今後も児童の健やかな成長を支援する必要があります。

② 高齢者の福祉

- 鏡・土佐山地域の高齢者比率は、それぞれ44.4%，39.9%（令和3年4月1日現在）と高く、特に後期高齢者の構成比が年々高くなっています。高齢者の独居や高齢者のみの世帯が増加しています。
- 集落が点在しており、地域での見守り力が弱まっているとともに、昔ながらの段差の大きい造りの住宅、起伏の激しい地形、日常生活の不便さなどにより、要介護状態では在宅生活の継続が困難であり、介護施設に依存する傾向があります。
- 鏡地域では、生活支援ハウスと高齢者共同生活住宅を整備していますが、入居者の介護度の重度化が進んでいます。
- 鏡地域における公共交通機関は、鏡庁舎所在地と市中心部を結ぶ定期路線バスと、川口と地域外の鳥越のバス停で路線バスと接続して区域内を運行するデマンド型乗合タクシーがあり、土佐山地域には、土佐山庁舎所在地と市中心部を結ぶ定期路線バスと、土佐山庁舎前と地域外の小坂峠とみづき坂中央のバス停で路線バスと接続して区域内を運行するデマンド型乗合タクシーがあり、それが通院や日常生活の移動手段として重要な役割を果たしております、その維持が課題となっています。

③ 障がい者福祉

- 障がい者やその家族が、様々な相談支援や生活支援を受けながら、ライフステージに沿って自立して暮らすことのできる環境づくりが必要となっています。

④ 保健サービス

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査、がん検診等の健診事業を実施していますが、効率的な健診の実施と一層の啓発活動による受診率の向上が必要となっています。

⑤ その他福祉

- 高齢化が進行しており、日常生活だけでなく、災害時に支援を必要とする方へのサポートが求められています。
- 高齢化に伴い、地域でお互いを見守り、助け合い、支え合う力が弱まっています。

(2) その対策

① 児童の福祉

- 家庭や地域、関係機関等における連携の強化など、共に支え合う地域づくりを推進し、児童の健全育成を図ります。
- 利用者の希望に添った、より質の高い保育を推進するなど、就学前児童の育成を充実させ、家庭における育児の支援等にも努めます。
- 放課後の子どもの居場所を充実させるなど、児童の健全育成の支援に努めます。
- 子どもの健康管理や食育への支援、小児救急医療体制の確立により、健やかな子どもの成長をサポートします。
- 男女ともに仕事と育児が両立しやすい生活環境の整備に向け、啓発活動に取り組みます。

② 高齢者の福祉

- 在宅医療、在宅介護の充実や連携強化、地域包括支援センターの再編・強化等により、高齢者の日常をきめ細やかに支える仕組みを構築します。
- 地区社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ等の関係機関との連携により、高齢者の見守り体制の充実を図るなど、共に支え合う地域福祉の充実に努めます。
- 高齢者が自立した生活を送ることができるように、自立を目指したケアマネジメントに基づき、介護予防や生活支援サービスの提供と質の向上を図るとともに、医療・介護連携に努めます。
- 高齢者の介護予防のため、認知機能を高めるための「いきいき、かみかみ、しゃきしゃき百歳体操」の地域展開に努めます。
- 外出支援サービス、生きがいデイサービスの提供に努めます。
- 生活習慣病の予防や、住民主体の介護予防活動の支援、かかりつけ医・歯科医・薬局の普及などの取組により、高齢者の健康づくりを支援します。
- 認知症を初期から支援する、切れ目ないサポート体制を構築するとともに、認知症への理解促進にも努めます。

③ 障がい者福祉

- 生活支援サービスを充実させ、社会参加や生きがいづくりの支援により、障がい者が住み慣れた地域で、人とのつながりを大切にして暮らしていくように取り組みます。
- 障がい者とその家族に対する相談支援や、ケアマネジメント体制の充実を図り、自立と社会参加を促進します。
- 適性に応じて多様な雇用と就労の促進を図り、障がい者が自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活を送れるように取り組みます。
- 関係機関や地域と連携し、療育・保育・教育における支援体制を構築します。

- 障がい者等に対する正しい理解を促進し、偏見や差別を解消しながら、連帯感を醸成し、より良い環境づくりに努めます。

④ 保健サービス

- 特定健康診査の受診率向上などの生活習慣病の予防に向けた取組により、働き盛り世代の健康づくりの推進に努めます。
- 安全で安心な出産環境づくりの推進に努めます。
- 健康に対する住民意識の啓発に努めます。

⑤ その他福祉

- 避難行動要支援者の避難支援を推進するため、避難行動要支援者名簿を活用し、地域との連携による避難支援体制を構築します。
- 高知市地域福祉活動推進計画に基づき、地域福祉推進の中核となる高知市社会福祉協議会と共に、住民主体の助け合い・支え合い活動の仕組みづくりを支援します。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	市立保育所施設整備事業	市	両地域
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	鏡地区福祉タクシー事業 75歳以上の高齢者や障がい者の方を対象にタクシー料金の助成を行い、活動範囲の拡大と福祉の向上を図るもの。	市	鏡
		生活支援ハウス管理事業 指定管理者による施設管理により、家族による援助を受けることが困難な高齢者に住居等を提供することにより、高齢者的心身の健康と福祉の増進を図るもの。	市	鏡
		土佐山健康福祉センター運営事業 指定管理者による施設管理により、地域の高齢者や障がい者等の健康の保持及び向上並びに福祉の増進を図り、地域活性化を図るもの。	市	土佐山

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	土佐山弘瀬あすなろの里管理運営事業 指定管理者による施設管理により、地区住民の介護予防拠点として、健康保持・向上、福祉増進のための事業を実施するもの。	市	土佐山
	保育所運営事業	児童の健やかな成長を支援するため、保育所を運営するもの。	市	両地域
	放課後子ども教室管理運営事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して勉強やスポーツ、地域との交流活動等を実施するもの。	市	両地域
	生きがいデイサービス事業	介護保険の対象とならない、日常生活にやや支障がある高齢者の自立した生活を確保し、要介護状態への進行を予防するもの。	市	両地域
	外出支援サービス事業	要介護等の状態にある高齢者及び障害者等の生活支援のため、通院での居宅から医療機関間の送迎を行うもの。	市	両地域
	(3) その他	緊急通報体制等整備事業 生活支援ハウス施設整備事業 高齢者共同生活住宅整備事業 土佐山健康福祉センター施設整備事業	市 市 市 市	鏡 鏡 土佐山

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 鏡地域における医療機関は、民間病院の診療所1か所のみであり、医療の大半は地域外の医療機関に依存しています。今後も直営の医療機関を含む新たな医療機関の開設はあまり見込めない状況にあります。
- 土佐山地域における医療は、高知市土佐山へき地診療所が担っており、初期診療等の面で重要な役割を果たしています。また、各種健診事業を行うことで、疾病的早期発見等の効果を上げています。

(2) その対策

- 鏡地域で開設されている民間の診療所に対し、運営の継続を要望していきます。
- 土佐山へき地診療所の運営を通じて、地域住民に保健・医療を安定的に提供します。
- 地域外の医療機関との連携に努めるとともに、中山間地域の救急医療に対応するためドクターヘリ等との連携にも努めます。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 診療所	へき地診療所設備整備事業	市	土佐山
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	へき地診療所運営事業 指定管理者に診療所の管理運営を委 託することにより、地域住民に保健・医 療を安定的に提供するもの。	市	土佐山

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児期の特性を踏まえた適切な環境づくりを通して、幼児の心身の健全な発達を助長することが重要となります。
- 近年では、核家族化、兄弟姉妹の数の減少、女性の社会進出等の理由から、幼児を取り巻く家庭・社会環境は変化し、家庭や地域社会の教育的機能が低下したといわれています。また、自然の宝庫である地域でありながら、子どもたちが自然と関わる機会が少ないことも問題となっています。

② 学校教育

- 学校教育は、心豊かでたくましい、自立できる児童・生徒の育成を目指しています。子どもの夢や希望を実現するための取組を通じて、学力を向上させ、進路を保障し、生きる力を育む必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを見守り、育む仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 平成28年度に開校した義務教育学校土佐山学舎では、これまで培ってきた地域の教育力も活用しながら、引き続き特色ある学校運営や教育活動に取り組む必要があります。

③ 生涯学習

- 近年の社会状況の急激な変化等により、人々の生活は便利になった一方で、地域社会での連帯意識は希薄化し、地域の教育力が大きく衰退するなどの問題が生じています。
- 社会教育活動としては、地域住民の生活課題や自発的な学習要求に応えながら、生涯の各時期に応じた学習の場の提供や、人材の発掘や活用、学校教育施設の開放、図書の利用促進が求められています。
- 地区体育会等の各種団体により、文化祭や夏祭りなどの様々なイベントや交流活動が行われており、地域づくりや地域の活性化に欠かせないものとなっています。
- 一部の公民館では施設耐震化が必要となっています。
- 土佐山地域では、これまでの社学一体の取組を継承しながら、土佐山地域公民館連絡協議会等と連携し、地域住民の生活課題や自発的な学習要求に応える生涯学習の場の提供、土佐山地域の自然を活用した学習機会の提供、人材の発掘・活用が求められています。
- 土佐山公民館は老朽化に対応した改修、工石山青少年の家は敷地法面崩落の危険性があるため補強工事の要否を確認する必要があります。

④ 生涯スポーツ

- 心身の健康や社会連帶の意識高揚を目指して、学校教育施設の開放や各種スポーツ・レクリエーション教室・行事の実施などに取り組んできましたが、少子化や指導者の高齢化・固定化、地域でのコミュニケーション不足など、社会状況が変化する中で、スポーツに親しむ機会の拡大など、地域スポーツの活性化が課題となっています。

(2) その対策

① 幼児教育

- 幼児期にふさわしい生活体験の場を広げ、幼児一人一人の発達の特性を生かした指導に努めます。特に遊びや自然体験を通じて、豊かな心情や感性、創造性、社会性、思考力等を育成します。
- 幼児の発達の特性を生かした指導に配慮し、創意ある幼稚園経営に努めます。
- 幼稚園における保育の質を高めるため、教職員研修の充実を図ります。

② 学校教育

- 学校では、生涯学習の基礎を培う教育機関として、知・徳・体のバランスの取れた自立できる児童・生徒を育成します。
- 志を高めるためのキャリア教育を推進しながら、学力向上アクティブ・プラン 第Ⅱ期の着実な進捗管理を行うとともに、子どもの進路指導を充実させます。
- 地域学校協働本部の取組を通じて、学校・家庭・地域の連携強化を図ります。
- G I G Aスクール構想を実現するため、タブレット端末や電子黒板等のＩＣＴ環境整備を進め、情報活用能力の育成に沿った教育活動や新しい学びのスタイルを目指した取組を進めます。
- 道徳教育の更なる充実を図るため、学校・家庭・地域との連携、協力を深め、豊かな経験を通じて、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成に取り組みます。
- 授業の質を高めるため、教職員研修の充実を図ります。
- 義務教育学校土佐山学舎では、基礎学力を定着させ応用力を強化するため、前期・後期の課程を越えて、全ての教員が学習指導を行うとともに、全ての学年において英語教育に取り組みます。

③ 生涯学習

- 地域に根ざした社会教育を推進し、地域づくりにつなげるため、世代間の交流や地域住民の社会参加等を促進するとともに、学習者の多様なニーズに応えるため、学習情報の提供、学習方法の工夫を図ります。
- 総合的に社会教育を推進するため、教育機関・団体等の連携・協働を図るとともに、家庭教育・学校教育・社会教育の連携を強化します。
- 次世代の地域リーダーを育成するため、青年の自発的な活動を支援します。

- 社会教育の基盤となる公民館については、計画的な整備を進めるとともに、耐震診断を実施します。
- 工石山青少年の家の敷地法面崩落危険性箇所の補強事業に取り組みます。

④ 生涯スポーツ

- 地域住民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の奨励に努めます。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	鏡中学校大規模改修事業	市	鏡
		鏡小・中学校防災機能強化事業	市	鏡
		G I G Aスクール構想推進事業	市	両地域
	(2) 幼稚園	市立幼稚園施設整備事業	市	鏡
	(3) 集会施設・体育施設等 公民館 集会施設 その他	鏡地域公民館整備事業	市	鏡
		土佐山公民館整備事業	市	土佐山
		コミュニティ集会所等施設整備事業	市	両地域
		工石山青少年の家の施設整備事業	市	土佐山
		工石山青少年の家の敷地法面補強事業	市	土佐山
		城ノ平運動公園整備事業	市	鏡
		土佐山運動広場整備事業	市	土佐山
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	総務管理費（吉原・柿ノ又・梅ノ木公民館） 地域に密着した公民館運営を行うため、住民で構成する運営委員会等に公民館の運営業務を委託し、地域の活性化を図るもの。	市	鏡
		幼稚園運営事業 市立かがみ幼稚園を運営し、幼児の身心の健全な発達を助長するもの。	市	鏡

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	城ノ平運動公園管理事業 球場・広場の清掃、整備や周辺の草刈作業を地元に委託し、運動公園の適切な管理を行い、スポーツを通じた地域活性化・地域間交流を促進するもの。	市	鏡
		土佐山運動広場管理事業 グラウンド・管理棟の清掃や周辺の草刈作業を地元に委託し、運動公園の適切な管理を行い、スポーツを通じた地域活性化・地域間交流を促進するもの。	市	土佐山
		工石山青少年の家管理運営事業 工石山の恵まれた自然を活かした体験活動を行うことにより、地域への交流人口の増大を図り、地域の活性化を図るもの。	市	土佐山
		社会教育指導員報酬 土佐山公民館及び鏡公民館に社会教育指導員を各1名ずつ配置し、地域の社会教育及び生涯学習活動の振興を図るもの。	市	両地域
		スクールバス運行事業 小・中学生の登下校や校外授業、スポーツ大会参加等のためスクールバスを運行し、住民負担の軽減を図るもの。	市	両地域
		学校図書館支援員配置事業 鏡・土佐山両地域の小・中学校に学校図書館支援員を配置し、他の市立学校とともに学校図書館活動の充実を図るもの。	市	両地域
		図書館運営事業 鏡・土佐山両図書室の運営を地元団体に委託し、図書館システムネットワークを活用した住民の自己学習を支援する資料・情報の提供や、図書室主催のイベント等を行うことで、地域内交流及び地域の活性化を図るもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域学校協働本部事業 地域で学校を支援する仕組みづくり を促進し、子どもの学びを支援するとともに、地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図るもの。	市	両地域
		コミュニティ・スクール推進事業 学校運営協議会を設置し、学校教育や児童生徒の学習等について、協議を行い、学校運営を行っていくもの。	市	両地域
		G I G Aスクール構想推進事業 鏡小学校、鏡中学校及び土佐山学舎から直接インターネットに接続できる環境を整備し、安定的に通信回線を提供するもの。	市	両地域

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

- 人口減少と少子高齢化の進行により集落の活力が低下し、地域活動の担い手不足も深刻化しており、集落の維持・活性化が課題となっています。
- 生活道の草刈りに地域を挙げて取り組んできましたが、最近では、地域住民の高齢化等に伴い、こうした活動の継続が困難となっています。(再掲)
- 野生鳥獣による農林産物被害が深刻化しており、農林業経営に打撃を与え、生産意欲にも影響を及ぼしています。(再掲)

(2) その対策

- 安全・安心で快適な生活ができるように集落の維持や集落づくりを進めます。
- 地域活動の担い手不足などにより地域コミュニティが弱体化することがないよう、地域で活動する様々な団体が連携し、多様化する地域課題の解決を目指す地域内連携協議会の取組を推進し、地域コミュニティの再構築を図ります。
- 集落支援員により、各集落の点検を行い、集落が抱える課題を整理し、地域住民と行政、関係機関が一体となって、課題解決に向けた方策の検討や取組を進めます。
- 集落活動センターの取組への支援を通じて、集落の活性化を図ります。
- 集落づくりの一環として景観整備等の地域住民の自発的な活動を支援します。
(再掲)
- 過疎地域が抱える課題に向き合いながら、地域資源を活用したなりわいづくりなどの可能性を見いだすため、地域おこし協力隊等の外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を充実させるなど、地域への定住率を高め、地域活動の担い手を確保する取組を支援します。(再掲)
- 中山間地域への移住希望者を対象にした移住体験ツアーや、中山間地域暮らし体験滞在施設やかがみ暮らし体験滞在施設等を活用した生活体験等を通じて、移住前に地域を理解し、ギャップを少なくすることで、スムーズな移住・定住につなげます。(再掲)
- 地域活性化住宅の整備など、良好な住宅環境の提供や、高知市中山間地域空き家情報バンクを活用した賃借可能な空き家物件の情報提供を通じて、中山間地域への移住・定住を促進します。(再掲)
- 高知市中山間地域空き家情報バンクに登録された空き家を改修するために必要な費用を補助します。(再掲)
- 有害鳥獣の捕獲・被害防除のため、捕獲檻や電気柵の購入補助や捕獲報償金制度により捕獲の推進を図ります。(再掲)

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	かがみ暮らし体験滞在施設管理事業（再掲） 鏡地域に設置した「かがみ暮らし体験滞在施設」の積極的なPR活動と施設の適切な維持管理を行い、移住・定住の促進と地域活性化を図るもの。	市	鏡
	集落支援員事業	地域に集落支援員を配置することにより、集落点検の実施や住民間・住民と行政間の対話を促進し、集落対策の推進を図り、地域活性化につなげるもの。	市	両地域
	地域コミュニティ再構築事業	地域の各種団体等が連携・協力して情報共有と地域課題の解決を図る地域内連携協議会の活動を支援するもの。	市	両地域
	移住・定住促進事業（空き家情報バンク・ 空き家改修補助）（再掲）	地域への移住・定住を目的とした空き家の改修及び荷物の整理・運搬・処分を行う場合に補助金を交付し、移住・定住の促進、地域コミュニティや産業の維持を図るもの。	市	両地域
	集落活動センター推進事業（集落活動支 援）	地域住民が主体となる集落活動センターの活動支援に対して補助金を交付し、集落の維持・活性化を図るもの。	市	両地域
	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊を受け入れることにより、地域のブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし協力隊を支援し、地域活性化につなげるもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) その他	移住・定住促進事業（中山間地域暮らし 体験滞在施設整備）（再掲）	市	土佐山
		中山間地域集合住宅整備事業（再掲）	市	両地域
		集落活動センター推進事業（拠点施設整 備） 地域住民が主体となる集落活動セン ターの拠点となる施設を整備し、集落の 維持・活性化を図るもの。	市	両地域

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 鏡地域では、文化振興に関する啓発や各種文化教室の開催、発表の場づくりなど、地道な文化活動を展開するとともに、保存会等への活動支援を通じて地域に息づく民俗文化や史跡等の貴重な指定文化財の保存・伝承に努めており、こうした取組を継続していく必要があります。
- 土佐山地域では、芸術文化サークルが文化推進協議会を母体にして活動していますが、サークルによって活動内容に差が見られます。発表の機会が少ないとや暮らしの中で文化に触れる機会が少ないといったことが、その要因と考えられ、文化に関心を持つための環境づくりが求められています。
- 図書室やギャラリー、多目的ホール、温泉等を完備した鏡文化ステーションR I Oを社会教育の拠点として活用していく必要があります。
- 文化財については、保存にとどまっているのが現状であり、今後は有効な利活用について検討する必要があります。

(2) その対策

- 文化資源の保存・伝承を図るとともに、学校教育に生かすなど、その活用に努めます。
- 文化・芸術活動を促進するため、鏡文化ステーションR I Oを核とした交流活動を促進します。
- 土佐山公民館等の施設の利用を促進し、文化推進協議会をはじめ、各種文化団体や自主活動組織の育成に努めます。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	鏡文化ステーションR I O整備事業	市	鏡	
		ギャラリー白雲施設整備事業	市	鏡	
		土佐山公民館改修事業（再掲）	市	土佐山	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業		鏡文化ステーションR I O運営事業 指定管理者制度により施設の管理運営を委託し、地域における社会教育及び文化の振興並びに健康の増進を図るもの。	市	鏡	

地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	ギャラリー白雲管理運営事業 地元の有識者に施設の管理運営を委 託し、地域住民の文化・芸術活動の拠点 として運営を行うことで地域の活性化 を図り、書家川崎白雲の功績を讃え作品 及び資料等を収集・展示し、地域文化の 振興を図るもの。	市	鏡
----------	-----------------------	--	---	---

11 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

- 本市では、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で43%削減し、令和32年には実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこととして、市域の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。
- 太陽光やバイオマス、小水力等による再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出が少なく、枯渇することのない持続可能なエネルギー源であり、本市の地域特性を考慮しながら、活用に取り組む必要があります。

(2) その対策

- 再生可能エネルギーについて、市有施設への導入に努めるとともに、市域での普及促進を図ります。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	鏡文化ステーションR I O整備事業(再掲) オーベルジュ土佐山再整備事業(再掲)	市 市	鏡 土佐山

事業計画（令和3～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	鏡吉原ふれあいの里管理運営事業 吉原ふれあい交流館を核とした地域づくりを進め、地域の特性を活用した交流イベントの充実や施設PRを図り、利用者の増加と地域活性化の推進を図るもの。	市	鏡
		鏡川流域関係人口創出事業 鏡川流域（特に中山間地域）の自然と人、人と人との多様な関わりとつながりを創出・拡大し、ICTを活用して可視化、循環を促進するもの。	市	両地域
		土佐山アカデミー事業費補助事業 (特非) 土佐山アカデミーが行う地域振興事業を対象に補助金を交付するもの。	市	土佐山
		かがみ暮らし体験滞在施設管理事業	市	鏡
		移住・定住促進事業（空き家情報バンク・空き家改修補助）	市	両地域
		地域づくり人材育成事業 地域おこし協力隊を含む、将来、地域の担い手となる人材を育成するもの。	市	両地域
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	中山間地域構造改善センター管理運営事業 農林業従事者へ農事情報等の提供、農林業の経営及び栽培技術の向上並びに研修に関する事業等を実施し、農林業の振興、地域住民の生活改善及び連帯意識の高揚等、農林業の活性化・近代化を図るもの。	市	鏡
		土佐鏡湖公園維持管理事業 土佐鏡湖公園を市民の健康増進や交流拠点施設として活用していくため、適切な維持管理を行うもの。	市	鏡
		地域づくり支援事業 地域の団体が主体となって行う地域を元気にしようとする取組に対して補助金を交付するもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>中山間地域土づくり推進事業</p> <p>農畜産物の残渣や排泄物を活用した良質な堆肥の生産を行い、営農者に提供することにより、資源循環型農業の振興を図るとともに、農薬や化学肥料の使用を控えた、環境に配慮した農業の推進及び農地の保全活動を支援するもの。</p>	市	土佐山
	土佐山夢産地パーク運営事業	<p>土佐山夢産地パーク交流館を中心とした遊歩道、キャンプ場等を地域振興及び都市と農村との交流の拠点として活用し、適切に維持管理することで長期利用を図るもの。</p>	市	土佐山
	まるごと有機プロジェクト推進事業	<p>(一財)夢産地とさやま開発公社を中心として、既存農家や後継者の所得向上・やりがいの創出や、農業を継続させる仕組みをつくるため、有機・無農薬栽培の農産物のブランド化を推進するもの。</p>	市	土佐山
	ゆず専門営農指導員配置事業	<p>中山間地域の基幹作物である柚子専門の営農指導員を配置し、柚子の栽培に関する生産者への指導・育成を行い、生産の拡大を図り、農業所得の向上及び中山間地域の農業振興につなげるもの。</p>	市	土佐山
	新規就農推進事業	<p>担い手確保のための活動を行う組織が行う、産地提案書（受入組織が担い手を募集するための求める人材像、就農定着までの支援体制等を記載したもの）を策定し、又は産地提案書に基づき県内外から積極的に担い手を募集する取組に対して補助金を交付するもの。</p> <p>また、新規就農を目指す研修生（独立自営、雇用就農、親元就農等）や、産地提案書等により研修生の受入を行う生産者団体等の研修受入機関に対し補助金を交付するもの。</p>	市	土佐山

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	夢産地とさやま開発公社公益目的事業費補助事業 （一財）夢産地とさやま開発公社が行う農業活性化のための公益目的事業（調査研究、販路拡大等）に対して支援を行うもの。	市	土佐山
		中山間地域シェアオフィス利用推進事業費補助事業 庁舎の空きスペースを、民間事業者にシェアオフィスとして貸し出し、入居事業者等に対して賃借料の補助を行うもの。	市	土佐山
		市民農園貸付事業 遊休農地、耕作放棄地を活用した農地を守る活動の一環として市民農園を開設し、農園利用者と地元住民との交流からなる地域活性化を図る。	市	両地域
		市民の森管理事業 市民の森を森林環境学習や市民の交流の場として活用していくための仕組みづくりや維持管理を行うもの。	市	両地域
		造林支援事業 森林資源の有効活用及び素材生産量の増加のため、保育・搬出間伐、作業道整備に対し補助金を交付するもの。	市	両地域
		森林総合整備事業 森林資源の有効活用及び素材生産量増加のため、人工林の除間伐や作業道開設等に対し補助金を交付するもの。	市	両地域
		市有林造林事業 市有林の間伐及び間伐に必要な作業道の整備を進め、素材生産の増産に寄与するとともに、水源涵養等の公益的機能を高度に發揮できる森林の育成を図るもの。	市	両地域
		森林整備地域活動支援事業 森林資源の有効活用及び素材生産量の増加のため、森林経営計画の作成及び既存路網の改良等を支援するもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 過疎地域持続的発展特別事業	林業技能者育成支援事業 林業技術者の技術力向上を図るため、高知市森林組合及び林業事業体が雇用した林業従事者のうち、就業年数6年目までの育成に要する経費を補助するもの。	市	両地域
		森林経営管理事業 森林経営管理法に基づき、森林所有者による適切な森林経営が行われていない森林の林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するもの。	市	両地域
		森林環境整備促進事業 高知県森の工場の認定を推進し、森林の集約化による効率的な木材生産システムを構築することで、森林施業を進め、事業体の収益性の向上、森林所有者への収益の還元、林業事業者の安定的な雇用につなげるとともに、成熟した本市の人工林資源を活用した林業振興を図るもの。	市	両地域
		特用林産業新規就業者支援事業 特用林産業（シキミ・サカキ等）への新規就業を支援するため、研修生及びその指導者に対して補助するもの。	市	両地域
		中山間地域農村集落活性化対策事業 中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産活動を継続することによって、集落活動の維持・活性化、多面的機能の維持を図るもの。	市	両地域
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	I C T利活用事業 I C Tを利活用した地域課題の解決により、住民福祉の向上を図るもの。	市	両地域
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域道路舗装事業（生コン支給） 未舗装区間が多い過疎地域の市道の路線の端末について、地元住民に生コンクリート等の原材料を支給し、未舗装区間の効率的な整備を図るもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	林道等保全活動支援事業 地元住民が、林道・作業道の草刈や生コンクリート舗装作業などを実施することを支援し、森林施業の推進と路網の適正な維持管理を図るもの。	市	両地域
		林道等維持管理事業 災害の防止や通行の確保のため、土砂の撤去作業などを行い、林道等の適正な維持管理を図るもの。	市	両地域
		農道・水路維持補修事業（生コン等支給） 地元住民が市からの生コンクリート等の原材料支給により農道の未舗装箇所や老朽化した水路の整備を行い、生産性向上、農地の保全、通行の安全性の確保等を図るもの。	市	両地域
		地域交通運行事業 デマンド型乗合タクシーを継続して運行し、地域の公共交通を確保・維持するもの。	市	両地域
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	鏡地区福祉タクシー事業 75歳以上の高齢者や障がいの方を対象にタクシー料金の助成を行い、活動範囲の拡大と福祉の向上を図るもの。	市	鏡
		生活支援ハウス管理事業 指定管理者による施設管理により、家族による援助を受けることが困難な高齢者に住居等を提供することにより、高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るもの。	市	鏡
		土佐山健康福祉センター運営事業 指定管理者による施設管理により、地域の高齢者や障がい者等の健康の保持及び向上並びに福祉の増進を図り、地域活性化を図るもの。	市	土佐山

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	土佐山弘瀬あすなろの里管理運営事業 指定管理者による施設管理により、地区住民の介護予防拠点として、健康保持・向上、福祉増進のための事業を実施するもの。	市	土佐山
		保育所運営事業 児童の健やかな成長を支援するため、保育所を運営するもの。	市	両地域
		放課後子ども教室管理運営事業 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して勉強やスポーツ、地域との交流活動等を実施するもの。	市	両地域
		生きがいデイサービス事業 介護保険の対象とならない、日常生活にやや支障がある高齢者の自立した生活を確保し、要介護状態への進行を予防するもの。	市	両地域
		外出支援サービス事業 要介護等の状態にある高齢者及び障害者等の生活支援のため、通院での居宅から医療機関間の送迎を行うもの。	市	両地域
7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	へき地診療所運営事業 指定管理者に診療所の管理運営を委託することにより、地域住民に保健・医療を安定的に提供するもの。	市	土佐山
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	総務管理費（吉原・柿ノ又・梅ノ木公民館） 地域に密着した公民館運営を行うため、住民で構成する運営委員会等に公民館の運営業務を委託し、地域の活性化を図るもの。	市	鏡
		幼稚園運営事業 市立かがみ幼稚園を運営し、幼児の心身の健全な発達を助長するもの。	市	鏡

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	城ノ平運動公園管理事業 球場・広場の清掃、整備や周辺の草刈作業を地元に委託し、運動公園の適切な管理を行い、スポーツを通じた地域活性化・地域間交流を促進するもの。	市	鏡
		土佐山運動広場管理事業 グラウンド・管理棟の清掃や周辺の草刈作業を地元に委託し、運動公園の適切な管理を行い、スポーツを通じた地域活性化・地域間交流を促進するもの。	市	土佐山
		工石山青少年の家管理運営事業 工石山の恵まれた自然を活かした体験活動を行うことにより、地域への交流人口の増大を図り、地域の活性化を図るもの。	市	土佐山
		社会教育指導員報酬 土佐山公民館及び鏡公民館に社会教育指導員を各1名ずつ配置し、地域の社会教育及び生涯学習活動の振興を図るもの。	市	両地域
		スクールバス運行事業 小・中学生の登下校や校外授業、スポーツ大会参加等のためスクールバスを運行し、住民負担の軽減を図るもの。	市	両地域
		学校図書館支援員配置事業 鏡・土佐山両地域の小・中学校に学校図書館支援員を配置し、他の市立学校とともに学校図書館活動の充実を図るもの。	市	両地域
		図書館運営事業 鏡・土佐山両図書室の運営を地元団体に委託し、図書館システムネットワークを活用した住民の自己学習を支援する資料・情報の提供や、図書室主催のイベント等を行うことで、地域内交流及び地域の活性化を図るもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	地域学校協働本部事業 地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもの学びを支援するとともに、地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図るもの。	市	両地域
		コミュニティ・スクール推進事業 学校運営協議会を設置し、学校教育や児童生徒の学習等について、協議を行い、学校運営を行っていくもの。	市	両地域
		G I G A スクール構想推進事業 鏡小学校、鏡中学校及び土佐山学舎から直接インターネットに接続できる環境を整備し、安定的に通信回線を提供するもの。	市	両地域
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	かがみ暮らし体験滞在施設管理事業（再掲） 鏡地域に設置した「かがみ暮らし体験滞在施設」の積極的なPR活動と施設の適切な維持管理を行い、移住・定住の促進と地域活性化を図るもの。	市	鏡
		集落支援員事業 地域に集落支援員を配置することにより、集落点検の実施や住民間・住民と行政間の対話を促進し、集落対策の推進を図り、地域活性化につなげるもの。	市	両地域
		地域コミュニティ再構築事業 地域の各種団体等が連携・協力して情報共有と地域課題の解決を図る地域内連携協議会の活動を支援するもの。	市	両地域
	移住・定住促進事業（空き家情報バンク・空き家改修補助）（再掲）	地域への移住・定住を目的とした空き家の改修及び荷物の整理・運搬・処分を行う場合に補助金を交付し、移住・定住の促進、地域コミュニティや産業の維持を図るもの。	市	両地域

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	集落活動センター推進事業（集落活動支援） 地域住民が主体となる集落活動センターの活動支援に対して補助金を交付し、集落の維持・活性化を図るもの。	市	両地域
		地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊を受け入れることにより、地域のブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし協力隊を支援し、地域活性化につなげるもの。	市	両地域
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	鏡文化ステーションR I O運営事業 指定管理者制度により施設の管理運営を委託し、地域における社会教育及び文化の振興並びに健康の増進を図るもの。	市	鏡
		ギャラリー白雲管理運営事業 地元の有識者に施設の管理運営を委託し、地域住民の文化・芸術活動の拠点として運営を行うことで地域の活性化を図り、書家川崎白雲の功績を讃え作品及び資料等を収集・展示し、地域文化の振興を図るもの。	市	鏡